入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年５月14日
支出負担行為担当官
東京税関総務部長　鈴木　恭人
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量
通関事務総合データ通信システムの更改（運用）　一式
⑶　調達案件の特質等　入札説明書による。
⑷　契約期間　契約締結日から令和７年３月31日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　その他　詳細は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒135―8615 東京都江東区青海２―７―11
東京税関総務部会計課調達専門官　西康弘　電話03―3599―6240
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　仕様書等の交付方法　仕様書等を交付するにあたり、本件調達役務の機密保持の必要性から、本件調達に係る「機密保持に関する誓約書」を提出した者に対してのみ、仕様書等を交付する。
⑷　入札書の受領期限　令和２年９月15日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和２年９月16日14時00分　東京港湾合同庁舎７階東京税関入札室
⑹　⑷及び⑸については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。
4　電子調達システムの利用
本件は、府省共通の電子調達システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。但し、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次に有利な入札を行った者を落札者とすることがある。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所のとおり。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SUZUKI Yasuhito, Director of the Coordination Division Tokyo Customs.
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Renewal of Customs Integrated Data Communication System (Operation, Management and IT support), 1 Set
⑷　Fulfillment period : From a contract day through 31 March 2025.
⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade “A” in the services in terms of the qualification for participating in tenders by the Kanto・Koshinetsu area related to the Ministry of Finance (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.
④　Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
⑤　A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 PM, 15 September, 2020.
⑻　Contact point for the notice : NISHI Yasuhiro, Procurement Section, Accounting Division, Tokyo Customs, 2―7―11 Aomi Koto-ku Tokyo 135―8615 Japan, TEL 03―3599―6240

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年５月14日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　清水　雄策
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　76
⑵　購入等件名及び数量
「国税還付金振込通知書ＮＫ803（ＫＳＫ用）（区分１及び区分２）」の刷成　のべ8,506,500セット
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　令和２年11月30日
⑸　納入場所　当庁の指定する場所。
⑹　入札方法　入札金額は総価を記入すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、10％に相当する額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。